

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市こども緊急サポートネットワーク事業運営業務
発注課	子) 子育て支援推進担当課
選定事業者	特定非営利活動法人 北海道子育て支援ワーカーズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第()号</p> <p>【具体的事由】 当該事業は、国が規定する地域子ども・子育て支援事業のうち子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業運営のためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材(提供会員)の確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模にも対応できる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を満たす事業者は、本市の地域子育て支援拠点事業としてひろば型子育てサロンを最も多く実施する等、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応が可能な組織を有していることに加え、本市事業化前の5年間(平成17~21年度)に国から委託を受けて同事業を実施し、平成22年度の本市事業化後は唯一の受託先として緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積している、特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。当該事業者は各種子育て支援事業を広く実施していることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していると判断できる。 以上により、同法人以外に当該業務の履行可能となる事業者がおらず、同事業を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考えらる。 なお、当該事業者は、本市事業化時から令和7年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (予定価格100万円超の場合に記入)

決定日	2026年2月9日
-----	-----------